

一般質問

● 3月議会で19人の議員が市政全般について質問しました。 ●

いちい樫天然林 【迂回道】の 顛末について

宮本議員

(1) 都市整備行政について

払い下げた土地に市有林の境界があるとして、当人の畑の中にまで樹木を植え意に沿わない境界を作ってしまった。この件は当時の議会が取り上げ侵奪地返還にあたるとして、弁償金の提示があったが受け取らなかった。また、課税のみの地目の変更をし、数年にわたって異議申し立てをしたが聞き入れなかった。近年税務課が現地調査を行った結果、地目の現状と違う事が判明。一挙に税が減額されたが過払いした税金は、返還すべきではないか。

住宅地に家屋を解体した廃材や洗濯機・仏壇まで廃棄している。また、交通標識が見えにくくなるまで伸びた、樹木の伐採等の処理を指導できないか。

(2) 教育行政について

市民環境部長 (1) 長崎県都市税務協議会において、農地転用後10年以上宅地として利用されず、また今後の計画もなく、現況が宅地として利用困難な場合において現況に応じた課税が適当であり、この場合、翌年度から新しい地目で課税を行うこととなった。本件の場合、平成17年1月に本人申し出により現地調査を行い、17年度から雑種地の山林並み課税に変更している。過去の課税については、誤りが無い以上、税の還付は生じないものと判断している。

市民プール周辺に遊技場が進出するという事実か、近くには工業高校が所在し問題では。

市民環境部長 (1) 長崎県都市税務協議会において、農地転用後10年以上宅地として利用されず、また今後の計画もなく、現況が宅地として利用困難な場合において現況に応じた課税が適当であり、この場合、翌年度から新しい地目で課税を行うこととなった。本件の場合、平成17年1月に本人申し出により現地調査を行い、17年度から雑種地の山林並み課税に変更している。過去の課税については、誤りが無い以上、税の還付は生じないものと判断している。

地元町内会からも早急に撤去するよう要望が出されており、市としても県央保健所とともに、事業者に対し再三にわたり指導を行っている。現在、事業者は少しずつ処理をされているので、引き続き監視指導を行っていく。

都市整備部長 生垣の件については、確かに標識が見えにくくな

っている。所有者の方へ、地元の方からも願いはしてあるようだが、市としても改めてお願いしたいと考えている。

教育長 (2) 遊技場の進出については把握していない。

(その他の質問事項)

- ・教育現場と家庭・地域の関わり
- ・向木場地区の下水道整備
- ・誘致企業等の所得の格差と短期間で整理される臨時社員の身分

高すぎる国保税を引き下げよう介護保険料・国保の減免制度の周知徹底を

丸谷議員

(1) 国保について

市民アンケートで市政で取り組んでもらいたいことに「国保税を引き下げてもらいたい」が一位。今年度の国保税は県下で一位に僅差で二位、短期保険証と資格証明証の発行は二位を引き離していずれも一位。医療を受ける権利を奪い、病状を悪化させ、命を縮める異常事態だ。国保税が高すぎるのだ。均等割を一人千円引き下げると3千万円あればできる。市長の決断を訴える。実態を無視した機械的な資格証明証発行をやめるべきだ。義務規定の医療費減免制度をつくるべきだ。

(2) 福祉保健行政について

介護保険料・国保の減免、障害者控除は本人の申請によるが、制度を知らせることは行政の責任だ。「市政だより」の文字周知だけでなく、本人に直接周知させることを求める。介護保険料と障害者控除は、ケアマネージャーやヘルパー、認定聞き取り調査の時に周知させることも大事。国保は納税相談の時に。

市長 (1) 19年度の国保税については、18年度の収納率や19年度市民税の確定状況を見ながら慎重に対応したい。3年間据置いている現状であるが、極力値上げをしないという基本姿勢を堅持していきたい。

市民環境部長 資格証明書発行については、国の基準をもとに大村市の基準を設けて判定しており、特別厳しい基準ではない。福祉医療関係者への資格証明書については、資産や収入等の状況により個々に対応をしているところである。

国保医療費減免については、生活困窮者への国保税の軽減措置として、一定額以下の世帯については、2割、5割、7割の軽減措置があり、現在の厳しい財政事情では新たな助成措置はできないと考える。

(2) 市政だよりの掲載や制度の特集号への掲載、税申告、納税通